

南三陸町地域資源プラットフォーム設立準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 南三陸町総合戦略に基づく地域資源プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）の円滑な設立を図るため、町民、関係機関等との調査、検討の場として、南三陸町地域資源プラットフォーム設立準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、調査、検討を行い、その結果を町長に報告するものとする。

- (1) プラットフォームの組織形態に関すること。
- (2) プラットフォーム運営の基本的な方針に関すること。
- (3) その他地域資源の付加価値向上に関すること。

(組織)

第3条 委員会は20名以内の委員をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町内の森・里・海の資源を活用した活動を行っている者
- (2) 南三陸町バイオマス産業都市構想の推進に関わる地域関係者
- (3) 学識者
- (4) 産業団体の代表者又は当該団体から推薦された者
- (5) 公募により選出された者
- (6) 南三陸町の職員
- (7) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年間とする。

2 前項の規定に関わらず、プラットフォームとなる組織が設立された場合の任期は、プラットフォーム設立の日までとする。

(会長及び代理者)

第5条 委員会に会長を置き、副町長をもって充てる。

2 会長は、委員会を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、公開とする。

3 会長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者に対し、その出席を求め、意見を聴取し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(アドバイザー)

第7条 委員会に、アドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、学識者、金融機関関係者、流通・小売業関係者等のうちから会長が指名し、会長が会議の出席を依頼する。

3 アドバイザーは、専門的知識及び経験により、委員会に対し、助言を行うことができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は企画課、産業振興課及び環境対策課で構成し、地方創生・官民連携推進室がその庶務を処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成28年8月24日から施行する。